

# 岐阜県防災ヘリコプター臨時離着陸場管理運用要領

令和7年5月2日

岐阜県危機管理部防災課長

岐阜県防災ヘリコプターの臨時離着陸場管理運用要領を次のように定める。

目次

第1章 総則

第2章 管理

第3章 運用

第1章 総則

1 趣旨

本要領は、岐阜県防災ヘリコプターの運航管理要綱（以下「要綱」という。）第30条第2項の規定に基づき、臨時離着陸場（以下「臨着場」という。）の管理及び運用その他必要な事項を定めるもの。

2 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実査

ある土地を臨着場として使用する目的で、**第2章**に示す基準に対する適否を確認するため岐阜県防災航空隊員が現地に赴いて調査すること。

(2) 点検

ある臨着場について、航空隊員又は当該地を管轄する消防本部職員が現地に赴いて継続使用の可否を確認すること。

(3) 登録

現地を管轄する消防本部と臨着場としての利用開始について合意し、臨着場一覧に追加すること。

## 第2章 管理

### 1 管理の原則

機種別管理は行わず、全て若鮎Ⅲを基準とする。

(複雑化を回避するため「若鮎Ⅰのみ使用可」という臨着場を作らない。)

### 2 臨着場登録の手順

#### (1) 実査

防災航空隊長は、臨着場を新たに登録する場合、原則として事前に実査をして離着陸に支障のないことを確認しなければならない。ただし、次のいずれかを満足する場合は実査を省略することができる。

ア 過去離着陸の実績があり、当時と状況が大きく変化していないことが確認できる場合

イ 航空偵察や写真等各種資料等により、離着陸に支障がないことが明白に判断される場合

#### (2) 可否判断 (※本判断基準は本要領施行以前より現に登録済みの臨着場には適用しない。)

航空法 (以下「法」という。) 第79条ただし書きの申請予定の有無にかかわらず、原則として同申請の審査基準 (以下「審査基準」という。) に加え、次の条件を満足するものとする。ただし、「一般」、「防災対応」又は「特殊地域」のいずれの審査基準も満足しない場合であって、法第81条の2に基づく使用を前提とした場所においては、別紙に示す基準に従い判断する。

ア 着陸帯表面に、砂塵、小石又は礫等飛散のおそれ又は降着装置の損傷のおそれとなるものがないこと。

イ 乾燥時の砂塵巻上げが懸念される場所においては、確実に散水ができる体制が保証されていること。

ウ 可能な限り着陸帯標識を明示すること。

エ 周囲にダウンウォッシュによる危害の原因となるものがない、あるいはこれらのリスクを管理する体制が整備されていること。

オ 恒風を考慮し、周囲に乱気流を発生させるような地形、構築物等が存在しないこと。

#### (3) 土地使用承諾

事前に地権者又は土地管理者による使用承諾を得る。この際の要領は次のとおり。

##### ア 使用調整 (折衝) の分担

航空隊が訓練場所として開発する場合は航空隊が地権者又は土地管理者と折衝に当たりますが、消防本部が計画する合同訓練への参加や緊急運航に伴う使用を前提として消防本部から開発依頼があった場合はその折衝を消防本部に依頼する。

##### イ 証の形式

一時使用の場合における承諾は口頭、書面のいずれでも良いが、継続登録する場合は書面 (様式随意) により承諾を得るものとする。

なお、国有林や河川敷等で入林届や河川一時使用届等、「承諾」とは異なる位置付けにより使用の許可を得る場所については、それぞれ管理者より指定された方法による。

#### ウ 土地使用承諾書の保管

書面により承諾を得た場合は、土地使用に関する折衝に当たった側が原本を保管し、他方には写を送付するものとする。

### 3 継続申請対象臨着場の管理

法第79条ただし書きに基づく継続申請対象の臨着場については、それぞれの場所ごとに個別台帳を作成し管理する。同台帳には、開発・管理の履歴、着陸帯を含む周辺写真及び申請に使用した図面等を整理して航空隊事務所にて保管し、点検の都度結果を記録するとともに、継続申請可否評価の資とする。

その他個別台帳の細部については、防災航空隊長の定めるところによる。

### 4 点検による現況把握

防災航空隊長は、任務を安全かつ円滑に遂行するため、臨着場を定期的に点検してその現況を継続的に把握するものとする。現況把握は次により行う。

#### (1) 定期点検

##### ア 航空隊による点検

##### (ア) 法第79条ただし書きによる継続申請対象の場合

1年に1回、更新申請に先立ち点検する。ただし、概ね3ヶ月に1回以上の頻度で使用している場所については使用時（離着陸時）における「機会点検」を定期点検と兼ねることができる。なお、これら条件を満たす場合でも状況の変化が懸念される場合は、定期点検の行程に含めるか又は臨時に点検をする場合がある。

##### (イ) 法第81条の2の適用を受けて離着陸する場所の場合

3年に1回以上点検する。

##### イ 消防本部による点検（法第79条ただし書きの継続申請対象のみ）

法第79条ただし書きの申請を継続する臨着場については、当該臨着場を管轄する消防本部の協力を得て、半年に1回を基準として点検する。

#### (2) 機会点検

当該臨着場にて離着陸した機会を利用して、搭乗員が点検する。

### 5 不具合発見時の処置

不具合が発見された臨着場においては、その不具合が排除されるまでの間離着陸してはならない。当該不具合については管轄消防本部と情報を共有し、以後の対応（不具合を是正するか、又は臨着場としての使用を取りやめる）について協議する。

### 第3章 運用

#### 1 地上支援

臨着場における離着陸の際は、平素訓練で使用している場所を除き、可能な限り地上支援要員による警戒支援を受けるよう努めること。当該臨着場付近においては地上支援要員と無線通信を維持する。

#### 2 着陸前偵察

着陸前に偵察を行い、次の項目を確認する。

- (1) 全般状況
- (2) 風向風速
- (3) 着陸帯及び進入離脱経路における障害物、運航に無関係な人、車両の有無
- (4) 着陸帯表面の状況
- (5) その他必要な事項

#### 3 離陸前の確認

使用した機材の置き忘れ、移動させた物件、又はダウンウォッシュにより吹き飛ばしたものがいないか十分に確認し、これらがあれば原状に復旧する。

附 則（平成29年8月10日）

- 1 この要領は、平成29年9月1日より施行する。
- 2 「飛行場外離着陸場管理要領」（平成14年7月1日）及び「飛行場外離着陸場運用要領」（同）は、施行日をもって廃止する。

附 則（令和元年12月3日）

- 1 この要領は、令和元年12月3日より施行する。

附 則（令和7年5月2日）

- 1 この要領は、令和7年5月2日より施行する。

## 法第81条の2の適用を受けて離着陸する臨着場の選定基準

(法第79条ただし書き申請の審査基準を満足しない場合)

形態 評価項目	地表面	ピナクル(図2)
着陸帯面積	直径20m以上(円形)	降着装置を十分包含し得ること(形状不問; 図2)。
周辺障害物	<ul style="list-style-type: none"> <li>着陸帯全周縁辺部から12m以内の範囲内において、1/1勾配を越える障害物がないこと(図1)。</li> <li>進入離脱表面の制約をクリアできない場合のみ、最高9mまでの高さの仮想着陸帯を設定可能(図1)。</li> <li>周囲に低視認性の障害物(電線、索道その他)が無いこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着陸帯中心より半径20m以内に着陸帯を越える障害物がないこと(図3)。</li> </ul>
進入離脱表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路内において1/4勾配を越える障害物がないこと。</li> </ul>	
進入離脱経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口密集地を避けつつ250m以上の長さで確保できること。</li> <li>交差角(狭角)90度以上を確保して二方向設定できること(図4)。</li> <li>経路が湾曲する場合は実運用において無理なく達成可能な曲率であること。</li> </ul>	
着陸帯表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分に強固で、かつ平坦であること。</li> <li>全方向において勾配が4度以下であること。</li> <li>砂塵、小石又は礫等飛散のおそれ又は降着装置の損傷のおそれとなるものがないこと。</li> <li>乾燥時の巻上げが懸念される場所においては、確実に散水ができる体制が保証されていること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り着陸帯標識を明示すること。</li> <li>周囲にダウンウォッシュによる危害の原因となるものがない、あるいはこれらのリスクを管理する体制が整備されていること。</li> <li>恒風を考慮し、周囲に乱気流を発生させるような地形、構築物等が存在しないこと。</li> </ul>	

図1 着陸帯面積と周辺障害物

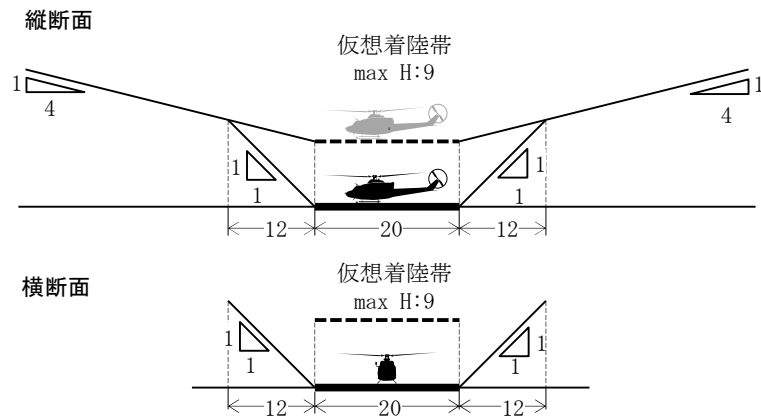


図2 ピナクル

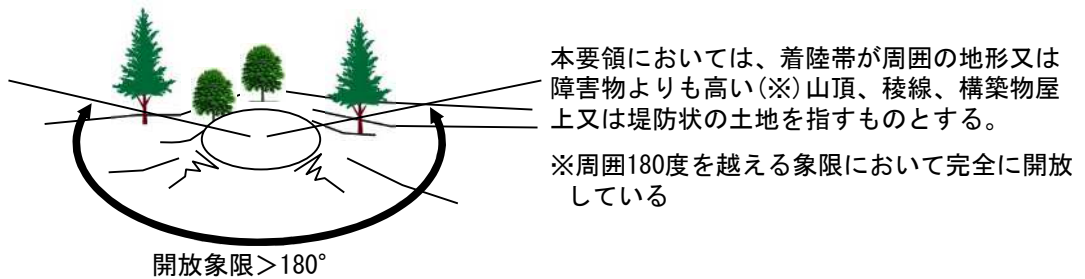


図3 ピナクルの場合の着陸帯と周辺障害物

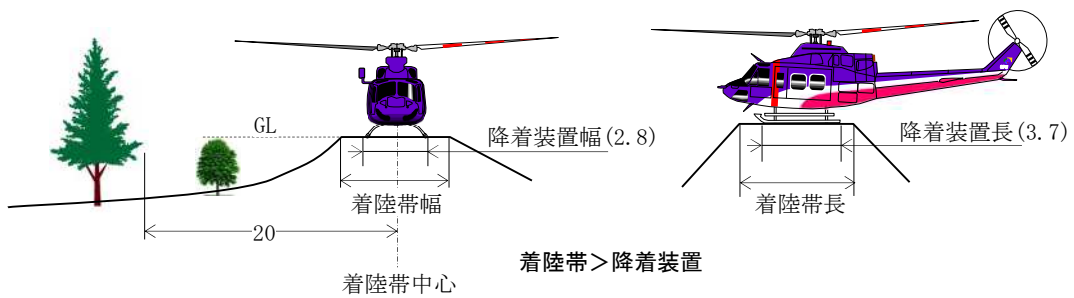


図4 進入離脱経路の設定

